

京都市省エネ家電への買換え促進事業

省エネ家電買換え



事業者登録、補助金交付要領

2025 年 11 月 28 日

京都市省エネ家電への買換え促進事業事務局

ホームページ <https://kyoto-shoene.jp> (11 月 28 日から開設)

問合せ窓口

TEL 06-7777-6792

(受付 土・日曜日及び祝日を除く 9:00~18:00)

FAX 06-7178-0527

メール info@kyoto-shoene.jp

【重要なお知らせ】

上記の TEL・FAX 番号は、事業開始時の一時的な番号です。

事務処理体制の都合上、今後、番号が変更になる予定です。

新しい番号については、登録店舗の皆様へのメール及びホームページで改めてご案内いたしますので、ご注意ください。

【目次】

1 事業概要

- 1－1 事業の目的
- 1－2 事業概要
- 1－3 対象製品の補助額
- 1－4 事業スケジュール

2 登録電器店とは

- 2－1 電器店の登録
- 2－2 登録電器店の要件
- 2－3 登録電器店の制限
- 2－4 登録電器店の登録停止等

3 電器店の登録手続き

- 3－1 電器店の登録手続き
- 3－2 登録手続きにおける添付証憑
- 3－3 電器店登録申請窓口

4 補助金申請手続き

- 4－1 補助金申請手続きの概要
- 4－2 予備申請
- 4－3 予備申請における店舗証憑
- 4－4 交付申請
- 4－5 交付申請における添付証憑
- 4－6 交付決定通知等
- 4－7 補助金相当額の交付

5 その他

- 5－1 購入者（市民）の要件は
- 5－2 電器店登録の内容を変更したい
- 5－3 対象製品販売の値引きはどのタイミングですればよいか
- 5－4 予備申請後に買換えの予定がなくなった
- 5－5 予備申請後、対象製品の設置の際にサイズ等が合わず、別の対象製品に変更した
- 5－6 その他

1. 事業概要

1-1 事業の目的

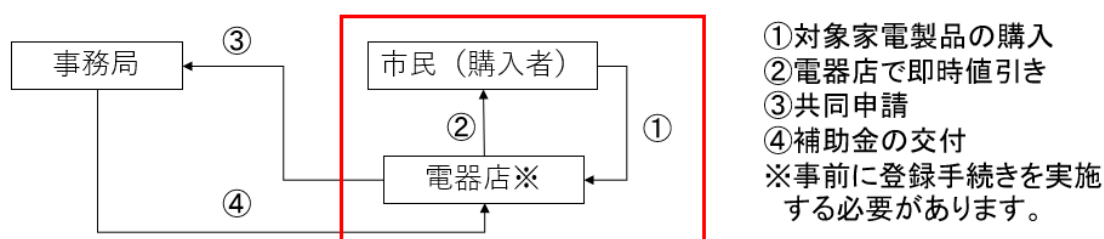
家庭における電気代の軽減を図るとともに、CO₂排出量の削減を促進するため、京都市では、省エネ性能の高いエアコン又は冷蔵庫への買換えに対し、補助金を給付する事業を実施します。

市民の利用性向上及び生活の脱炭素化推進の観点から、市民が対象家電を電器店で購入する際に、補助相当額を販売価格から値引き（購入者（市民への還元）する方法で運用します。

1-2 事業概要

本事業への申請は、登録電器店と購入者（市民）が共同で行います。具体的な手続きは、登録電器店が行います。

登録電器店は、購入者（市民）へ対象製品を販売、値引きした後、本事業の交付申請手続きを遅滞なく、また適切に実施する必要があります。



なお、販売時における主な条件は、下記のとおりです。

販売方法	事務局が定める基準を満たす機器※を、買換えとして市民に販売し、かつその製品の詳細を書面で証明できること。
買換前製品	市内の住宅に設置済みのエアコン、冷蔵庫
買換前製品の取り扱い	登録電器店において、買換えを書面で証明できること。 （リサイクル券や下取り契約など）
買換後製品	事務局が定める基準を満たす対象製品であって、市内の住宅に設置されるもの。

※ 省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）のトップランナー制度における省エネ基準を達成したエアコン、冷蔵庫

1-3 対象製品の補助額

対象製品（エアコン、冷蔵庫）の補助額は、以下のとおりです。

製品	冷房能力・容量	補助額
エアコン	12畳未満（～2.8kW）	15,000円
	12畳以上（3.6kW～）	20,000円
冷蔵庫	350L未満	8,000円
	350以上450L未満	15,000円
	450L以上	20,000円

1-4 事業スケジュール

電器店登録期間	令和7年（2025年）11月18日 ～令和9年（2027年）3月15日※
交付申請の対象となる対象家電販売・設置期間	令和7年（2025年）11月28日 又は電器店の登録完了日のいずれか遅い日 ～令和9年（2027年）3月15日※

※ 予算額に達し次第、受付を終了します。

2. 登録電器店とは

2-1 電器店の登録

「登録電器店」とは、購入者（市民）と共同で交付申請の手続きを行い、対象製品販売に補助相当額の値引きをし、その補助相当額の交付を代表して受ける者として、予め本事業に登録した電器店をいいます。

本事業の参画に関しては、本事業のホームページの「京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金店舗登録・変更申請書（第1号様式）」にある店舗登録規約に同意を行い、同申請書により事務局に申請し、電器店として登録を受ける必要があります。

なお、本事業における電器店の登録は、京都市や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

2-2 登録電器店の要件

電器店の登録は、以下のすべてを満たす法人、又は個人事業主が対象です。

項目名	内容説明
登録資格者	・京都市内で家電等の販売事業を実施している電器店であること ・実店舗で家電等の対面販売を実施している電器店であること（インターネット販売のみの店舗は対象外です） なお、場合によっては、その旨の証明を求める場合があります。
環境	インターネットの利用環境又はFAXによる通信環境が整備されており、事務局への申請や問合せに対応できること
振込口座	補助相当額の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の順守	本事業の店舗登録規約、その他事務局が本要領等に定める事項を遵守して事業を行うこと

2-3 登録電器店の制限

以下に該当する電器店は本事業の対象外とします。

1. 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
2. 暴力団または役員等（実質的に経営に関与する者）が暴力団員である者
3. 暴力団及び暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者
4. 京都市から、補助金交付等停止措置又は氏名停止措置等が講じられている者
5. 公序良俗に反する活動を行う者

2-4 登録電器店の登録停止等

登録電器店が、偽りやその他不正の手段により本事業の手続きを行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録電器店に対し、次の措置を講じることがあります。

なお、登録電器店から業務を受託した者が、不正手続き等を行ったときは、当該登録電器店（委託者）が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなします。

また、事務局や京都市が行う現地調査等に協力しなかった場合も、下記2の措置を講じることがあります。

1. 登録電器店として地位の全部又は一部の停止
2. 申請の無効化（既に交付した場合にあっては補助金の全部又は一部の無効化、当該補助相当額の金銭の返還請求）
3. 氏名又は名称及び不正内容を公表すること

電器店登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は値引き販売や交付申請手続きを行うことができません。

なお、登録停止期間中の購入者（市民）への対応などについては、電器店登録の停止を受けた電器店で適切に行ってください。また、事務局や京都市は、電器店登録の停止による損失等に係る補償は行いません。

3. 電器店の登録手続き

3-1 電器店の登録手続き

電器店登録において、下記の項目を登録してください。

大項目	項目名	内容説明	HP掲載
電器店情報	店舗名（支店名）	店舗名 なお、複数の支店がある場合は、支店ごとに申請してください。	公表
	店舗代表者	店長など、当該店舗の代表者	
	所在地	所在地	公表
	下取り実施の有無	本事業の買換えに際し、下取り（リユース目的）を実施する場合は、チェックしてください。	公表
	ホームページURL	電器店の営業時間等がわかるホームページ	公表
担当者情報	部署	担当者（本事業における窓口となる方）の部署	
	氏名	担当者の氏名	
	連絡先（電話・FAX）	日中に連絡がつく電話番号 なお、補助金の申請をFAXで行う場合は、FAX番号も記載ください。	
	連絡先（メール）		
振込口座		補助金の受取口座（1口座のみ） 口座名義人は、金融機関に登録されている名称で記載ください。	

3-2 登録手続きにおける添付証憑

電器店登録申請時には、以下の書類を提出してください。

なお、電器店登録については、紙ベース（メール又はFAX）で提出してください。

書類名称	書類の詳細
店舗登録申請書（第1号様式）	3-1の項目を記載した「京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金店舗登録申請書」 ※ホームページ等に掲載
口座情報が確認できる書類	通帳のコピー等、補助相当額の振込先がわかる資料 次の項目がわかる箇所の写しを提出してください。 1. 金融機関名（金融機関コード） 2. 支店名（支店コード） 3. 預金種別 4. 口座番号 5. 口座名義人（カタカナ記載部分）

3－3 電器店登録申請窓口

電器店登録については、事務局の電器店登録窓口でメール（3－2の資料をスキャンしたもの）又はFAXで申請してください。

事務局に到達後、速やかに確認を行い、電器店に結果を通知します（1週間を過ぎても通知がない場合、事務局に確認してください）。

電器店登録申請窓口

メール info@kyoto-shoene.jp

FAX 06－7178－0527

※ 電話での相談は、本要領の表紙にあります事務局までお問合せください。

4. 補助金申請手続き

4-1 補助金申請手続きの概要

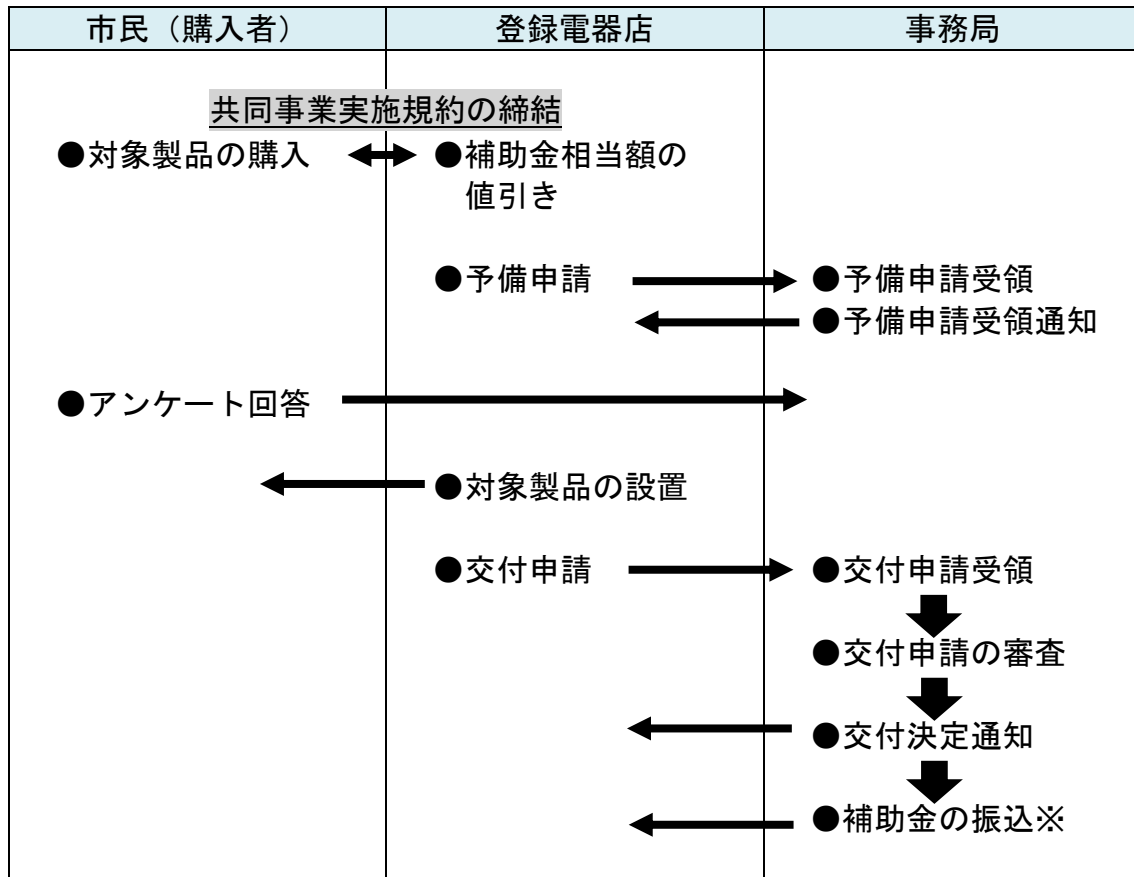
本事業への申請は、登録電器店において、以下の点を購入者（市民）に説明した後、具体的な申請手続きを行ってください。

補助金申請手続きは、1台ごと1申請で行ってください。

手続きに不備があった場合、補助相当額の給付の対象外となる場合があります。

項目	内容の説明
本事業の趣旨	本事業の趣旨（電気代の負担軽減、CO ₂ 排出量削減）について、購入者（市民）へ説明。 なお、今後、事務局において、周知等を目的としたポスター等の周知ツールを作成しますので、そのツールを活用してください。
購入者（市民）の確認	購入者（市民）の確認は、共同事業実施規約に記載の住所によって確認します。登録電器店においては、 対象製品の設置場所と共同事業実施規約に記載の住所が同一か確認 してください。
共同事業実施規約（第2号様式）	共同事業実施規約の内容を説明いただき、以下のアンケートの同意や補助金申請の意思確認を行ってください。 ※登録電器店と購入者（市民）で 共同事業実施規約 を締結してください。
アンケートの協力	購入者（市民）向けのアンケートは、事前アンケートと事後アンケートを予定。 ※ 事前アンケート は、 購入手続きの時に配布し、製品の設置予定日までに必ず回答 するよう説明してください。 ※ 事後アンケート は、 設置の約1年後に事務局から案内 しますので、 購入時に事後アンケートがあることを必ず説明 してください。

補助金申請手続きの流れ



※ 事務局から登録電器店への補助金の振込については、事務局が交付決定通知を行った日の属する月の翌月に、電器店の登録時に申請いただいた口座に、当該登録電器店に交付決定した補助金相当額を一括して振り込みます。

登録電器店については、振り込まれた補助金相当額が、申請及び交付決定通知を受けた金額に誤りがないか確認し、誤りがあった場合は、遅滞なく、事務局にお問い合わせしてください。

4-2 予備申請

事業実施前（省エネ家電の買換え前）に、登録電器店と購入者（市民）が共同で申請を行い、補助相当額の予算枠の確保を行う申請になりますので、遅滞なく、また適正に実施してください。

申請方法は、webとFAXの2種類があります。

登録電器店において、下記項目を登録し、4-3の書類と併せて申請してください。

大項目	項目名	内容の説明
店舗 情報	管理番号	登録店舗に配布した「k」から始まる番号
	店舗名	製品を販売した店舗名 ※登録電器店情報と誤りがないか確認してください。
	所在地	上記店舗の所在地 ※登録電器店情報と誤りがないか確認してください。
確認先	担当者情報	本申請に係る問合せ先となる担当者氏名等
	電話番号等	本申請に係る問合せ先となる連絡先
市民 情報	購入者の氏名	共同申請者となる購入者（市民）の氏名
購入 製品 情報※	設置予定日	購入される製品の設置（買換え）予定日を登録してください。
	家電の種類	購入される製品の別（エアコン又は冷蔵庫）を登録してください。
	メーカー名	購入される製品のメーカー名を登録してください。
	製品の型番	購入される製品の型番（モデル番号）を登録してください。
情報※ 補助金 情報	補助金の区分	購入される製品が適用される補助金区分を登録してください。

※ 事務局が定める基準を満たす対象製品でない場合、補助相当額の給付の対象となりませんので、機器の選定や登録内容に誤りが無いように注意してください。

4-3 予備申請における添付証憑

予備申請時には、以下の書類を提出してください。

書類名称	書類の詳細
共同事業実施規約 (第2号様式)	登録電器店と購入者(市民)において締結した「京都市省エネ家電への買換え促進事業 共同事業実施規約」 ※ホームページに掲載
予備申請書 (第3号様式)	4-2の内容を記載した「京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金予備申請書」 ※FAXで申請される登録電器店のみ本申請書を作成ください。 ※webで申請される登録電器店は、同様の内容をweb上で登録・申請してください。
その他	別途、事務局が指示に従ってください。

4-4 予備申請における受領通知

事務局は、4-2の予備申請を受け付けた場合、速やかに受領した旨を申請された登録電器店に通知します(1週間を過ぎても通知がない場合、事務局に確認してください)。

本通知は、補助相当額の交付を確約したものではありません。交付は以降に記載する本申請の内容の審査後に確約します。

受領通知の送付は、web上での確認、メール又はFAXで行います。

4－5 交付申請

登録電器店は、対象製品を設置（買換え）した場合、遅滞なく、また適正に実施してください。

申請方法は、webとFAXの2種類があります。

登録電器店において、下記項目を登録し、4－6の書類と併せて申請してください。

大項目	項目名	内容の説明
予備申請内容	管理番号	登録店舗に配布した「k」から始まる番号
	登録店舗名等	交付申請する店舗名及び担当者の氏名等
	予備申請日	予備申請を行った年月日
	申請番号	予備申請で発行された申請番号
	購入者氏名	共同申請し、対象製品を購入・設置した購入者（市民）の氏名
	補助金区分	交付申請する製品が適用される補助金区分
	確認先	交付申請の問合せ先となる担当者名及び連絡先
購入製品	設置完了日	対象製品を設置した年月日
	リサイクル・リユースの別	買換え前の製品の処分方法 ※処分方法は、登録電器店又は登録電器店が委託した店舗が実施するリサイクルかリユース（下取り等）のみです。
	メーカー名	交付申請する製品のメーカー名
	製品の型番	交付申請する製品の型番（モデル番号）

4-6 交付申請における添付証憑

交付申請時には、以下の書類を提出してください。

書類名称	書類の詳細
交付申請書 (第5号様式)	4-5の内容を記載した「京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付申請書」 ※FAXで申請される登録電器店のみ本申請書を作成ください。 ※webで申請される登録電器店は、同様の内容をweb上で登録・申請してください。
対象製品の購入を 証明できる書類	以下のもの ・購入又は設置した年月日の記載のある保証書の写し ・購入した事実を登録電器店で証明したもの（ただし、保証書の代わりになるか事前に事務局へ確認してください）
リサイクル又はリ ユース（下取り） を証明できる書類	以下のもの ・家電リサイクル券の写し（排出者が購入者と同一人かつ、品目・料金区分が補助金区分と同一の製品であること） ・家電リサイクルした事実（排出者の費用負担を含む）を登録電器店で証明したもの（ただし、家電リサイクル券の代わりになるか事前に事務局へ確認してください） ・売買契約書（リユース、下取り）の写し
その他	別途、事務局が指示に従ってください。

4-7 交付決定通知等

事務局において、登録電器店から申請された交付申請（4-5）の審査を行います（審査期間は、必要書類が揃ってから1週間程度）。

主な審査内容

- ・適正な予備申請等を経た交付申請であるか
- ・購入者（設置場所）が京都市内であるか
- ・購入製品が対象製品であるか
- ・対象製品は買換えであるか（家電リサイクル券の写し等で確認）

審査において、書類の不備や確認事項が発生した際には、適宜、登録電器店に問合せを行いますので、遅滞なく対応してください。

審査を終えた交付申請分から、登録電器店に交付決定通知書（第6号様式）の送付を行います。なお、書類の不備等によって適切な交付申請として審査ができなかった際には、不交付決定通知書（第7号様式）の送付を行います。

交付決定通知書等の送付は、web上での確認、メール又はFAXで行います。

4-8 補助金相当額の交付

交付申請のうち、交付決定通知書を送付したもの（決定日を基準とします）の属する月の翌月中旬を目途に、事務局から登録電器店（電器店の登録において、申請された振込口座）へ補助金相当額の交付を行います。

5. その他（FAQ）

5-1 購入者（市民）の要件は

京都市内に所在する住宅に自ら居住する方になります。

証拠証憑の提出は求めないため、登録電器店において、共同事業実施規約の内容や対象製品を設置する住宅の所在を確認してください。

なお、補助金の交付後、現地調査等を実施する場合があります。

5-2 電器店登録の内容を変更したい

事務局に連絡をしたうえで、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金店舗登録・変更申請書（第1号様式）を、事務局に提出してください。

ホームページの反映は、同申請書の内容確認後になりますので、更新まで時間を要します。

5-3 対象製品販売の値引きはどのタイミングですればよいのか

共同申請者である購入者（市民）と共同事業実施規約の締結後に実施してください。

なお、予備申請における受領通知（4-4）の時点で、補助相当額の予算の確保が行えていますので、本通知受領後に値引きを実施していただくことも可能です。

5-4 予備申請後に買換えの予定がなくなった

京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金廃止申請書（第4号様式）により、事務局まで当該申請の廃止の申請を行ってください。

なお、webで予備申請を申請された登録電器店においては、ホームページにあります「予備申請取消フォーム」から当該申請の廃止の申請を行ってください。

5-5 予備申請後、対象製品の設置の際にサイズ等が合わず、別の対象製品に変更した

京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金廃止申請書（第4号様式）を事務局まで提出したのち、最初の予備申請（4-2）から申請を行ってください。

5-6 その他

その他、本事業についての相談や各種申請書の記載方法など、わからない事項がある場合は、事務局の問合せ窓口まで問合せください。